

◆◆木造住宅 耐震改修工事 助成事業の流れ◆◆

申込者

東松島市役所（鳴瀬庁舎）
建築住宅課・建築係

①：東松島市木造住宅耐震改修工事助成事業
申込書【様式第1号】の提出

東松島市役所（鳴瀬庁舎）
建築住宅課・建築係窓口にて受付

書類受付

- 必要添付書類：●耐震診断結果報告書の写し（耐震改修計画書・図面含む）
- 必要記載事項：●建物の建設時期 ※1
●各階の床面積 ※1
●耐震診断の実施時期
●設計期間
●工事予定期間

書類受取

②：東松島市木造住宅耐震改修工事助成事業
受付書【様式第2号】の発行

郵送にて送付
3日程度

③：東松島市木造住宅耐震改修工事助成事業
補助金交付申請書【様式第3号】の提出

東松島市役所（鳴瀬庁舎）
建築住宅課・建築係窓口にて受付

書類受付

- 必要添付書類：●耐震改修設計図書（図面）の写し ※耐震改修壁詳細図要（仕様、金物記載）
●見積書の写し ※2
- 必要記載事項：●建物の建設時期 ※1
●各階の床面積 ※1
●耐震診断の実施時期
●その他改修工事（リフォーム等）の有り無し
●避難弱者が居住する住宅に該当、非該当
●工事予定期間

審査期間
3日程度

書類受取

④：東松島市木造住宅耐震改修工事助成事業
補助金交付決定通知書【様式第4号】の発行

郵送にて送付
3日程度

※工事途中で工事内容に変更が生じる場合は、速やかに市役所との協議をお願い致します。
※変更内容によりましては変更承認申請書の提出が必要となる場合及び、交付予定金額が変更となる場合があります。

工事着工

⑥：中間検査の実施

⑤：中間検査希望日時の電話連絡

※耐震改修工事の構造（補強部分）が少なくとも1箇所以上、現場で確認可能な日時を選定のうえ、2～3日前までにご連絡をお願いします。
※施工業者、工事監理者からの連絡で構いません。
※都合により希望日時の変更をお願いする場合があります。

工事完了

⑦：東松島市木造住宅耐震改修工事助成事業
完了実績報告書【様式第10号】の提出

東松島市役所（鳴瀬庁舎）
建築住宅課・建築係窓口にて受付

書類受付

- 必要添付書類：●工事契約書の写し
●領収書（収入印紙要）の写し
●施工箇所（耐震改修部）ごとの施工前、施工中、完了時の写真
●補助金交付決定通知書（④様式4号）の写し
- 必要記載事項：●工事完了年月日
●その他改修工事（リフォーム等）の有り無し
●避難弱者が居住する住宅に該当、非該当

審査期間
5日程度

書類受取

⑧：東松島市木造住宅耐震改修工事助成事業
補助金交付確定通知書【様式第11号】の発行

東松島市役所・建築住宅課・建築班の職員が補助金支払請求書と一緒に御自宅へお届けします。
※固定資産税減額、所得税控除に関する書類も対象者には同時にお持ちいたします。

⑨：東松島市木造住宅耐震改修工事助成事業
補助金支払請求書【様式第10号】の提出

東松島市役所・建築住宅課・建築係の職員が記入していただいた請求書をお預かりいたします。

書類受付

- 必要物：●申込者の印鑑（認印可）
- 必要記載事項：●振込先金融機関名
●預金の種類（普通・当座）
●口座番号・口座名義人氏名
※申込者本人が口座名義人である必要があります。

決済・手続期間
10日程度

補助金受取

補助金の振込み手続

備考 ※1 建設時期、床面積等が不明の場合は未記入でかまいません。市の方で固定資産台帳等を確認のうえ、記載させていただきます。
※2 耐震改修工事とその他改修工事（リフォーム等）を同時に実施の場合は、耐震改修工事と他の工事の内容を分けた形での見積書の写しを提出してください。

問い合わせ先 建築住宅課・建築係
東松島市役所（鳴瀬庁舎）
建築住宅課・建築係
TEL：0225-82-1111（内線2205）
FAX：0225-87-3119